

平成 26 年 2 月 7 日
総務省関東管区行政評価局
(局長：大西一夫)

官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に 関する行政評価・監視 －利用者の安全確保及び利便向上を中心として－

<調査結果に基づく通知>

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、茨城行政評価事務所及び新潟行政評価事務所を動員し、埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の行政機関が入居し、管理する施設（官庁施設）について、バリアフリー化及び震災時対策の推進を図る観点から、これらの実施状況について平成 25 年 8 月から調査を実施し、この調査結果を踏まえ、平成 26 年 2 月 7 日、関係行政機関に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

【ポイント】

- ① 点字ブロックが適切に敷設されておらず、高齢者、障がい者等への配慮に欠ける例あり
- ② 震災発生時に庁舎近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を定めていない例あり

<本件照会先>
総務省関東管区行政評価局
第一部第 2 評価監視官 辻
電 話：048-600-2321
F A X：048-600-2337

調査の概要

調査の背景

- 国の合同庁舎など官庁施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年施行、いわゆる「バリアフリー法」)により、バリアフリー化が求められている。
バリアフリー法に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年。国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。)では、バリアフリー化のための施設整備とともに、施設利用者に対して必要な情報を適切に提供することを定めている。
「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年策定、関係閣僚会議決定)では、官庁施設について、窓口までの経路、障がい者や高齢者等に対応した便所(オストメイト対応)、駐車スペースの整備の実施を定めるとともに、障がい者や高齢者等に対する防災、防犯対策の推進、災害時等における安全、安心の確保に努めることとしている。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災後、帰宅困難者等への対応等が課題

調査の概要

【主要調査事項】

- 1 官庁施設のバリアフリー化の推進状況
- 2 官庁施設における震災時対策の推進状況

【調査対象機関】

国民からの申請や相談を受けているなど利用者数が多いとみられる埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の56庁舎に入居する68行政機関

【調査実施期間】

平成25年8月～26年2月

※ 埼玉県内の行政機関(29)は関東管区行政評価局が、茨城県内の行政機関(19)は茨城行政評価事務所が、新潟県内の行政機関(20)は新潟行政評価事務所が調査

通知事項

- 1 バリアフリー化の推進
 - 2 震災時対策(帰宅困難者等の受入れ、消防用設備の整備、避難通路の確保等)の推進
- 通知先:

【関東管区行政評価局から通知8機関】

関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、関東農政局、関東地方整備局、北陸地方整備局

【茨城行政評価事務所から通知6機関】

水戸地方法務局、茨城労働局、茨城森林管理署、茨城運輸支局、水戸地方气象台、茨城海上保安部

【新潟行政評価事務所から通知4機関】

新潟地方法務局、新潟地方検察庁、新潟労働局、新潟運輸支局

1 バリアフリー化の推進

(1) ハード面のバリアフリー化の推進

制度の概要

- 庁舎を管理する機関は、バリアフリー法により、不特定多数の者が利用する床面積2,000㎡以上の新築庁舎を建築物移動等円滑化基準に適合させる義務あり。また、既存の庁舎等については、出入口、廊下等施設の修繕又は模様替えを行う場合に、当該基準に適合させるよう努める必要あり
- 建築物移動等円滑化基準の主な内容は次のとおり
 - ① 道等から庁舎の案内設備又は案内所までの経路は、一経路以上を、点字ブロックを敷設するなどにより、視覚障がい者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障がい者移動等円滑化経路」という。）とすること
 - ② 不特定かつ多数の者等が利用する便所を設ける場合、車いす使用者用便房、オストメイト（内部疾患者）が利用できる構造の水洗器具を設けた便房、床置き式の小便器等高さの低い男子用小便器をいずれも一以上設けること
 - ③ このほか、廊下、標識、案内設備、敷地内の通路、駐車場等についてもそれぞれの基準あり

主な調査結果

ア 視覚障がい者移動等円滑化経路(45機関)

- ① 道から庁舎玄関の案内設備（点字付きインターホン）又は案内所（事務室）まで点字ブロックが敷設されていないもの… 事例①
- ② 庁舎内に点字ブロックが一部敷設されているものの、案内所まで誘導するものとなっていないもの… 事例②
- ③ 庁舎玄関前等の点字ブロックが、警告を行うための点状ブロックとなっていないもの… 事例③

イ 便所(42機関)

- ① 車いす使用者用便房及びオストメイト対応の水洗器具を設けた便房が設けられていないもの… 事例④
- ② 車いす使用者用便房に非常呼出し装置が設けられていないもの… 事例⑤

ウ 廊下等(19機関)

- 階段の上端に近接する廊下に、段差があることを警告するための点状ブロックが敷設されていないもの… 事例⑥

エ 標識(16機関)

- 車いす使用者用駐車施設があることを示す立札が設置されていない、路面表示が不鮮明となっているもの… 事例⑦

オ 案内設備(16機関)

- ① 案内所（事務室）が庁舎2階にあるが、庁舎1階に案内設備（インターホン）が設けられていないもの… 事例⑧
- ② 案内設備（インターホン）が故障して通じないもの… 事例⑨
- ③ 庁舎1階玄関ホールの案内板に点字が付されていないもの… 事例⑩

カ 敷地内の通路(15機関)

- ① 道から庁舎玄関までの通路を横断する排水溝等の蓋の溝幅が広いため、障がい者等が円滑に通行できないもの…………… 事例⑪
- ② 道から庁舎玄関までの途上にある急な傾斜路に手すりが設置されていないもの…………… 事例⑫

キ 移動等円滑化経路(11機関)

- ① 道から庁舎2階の案内所又は庁舎1階の玄関まで、エレベーター、傾斜路等がないもの…………… 事例⑬
- ② エレベーター内の操作盤の位置が高く、かつ、点字が付けられていないもの…………… 事例⑭
- ③ 道と庁舎敷地とのすりつけ部分に、車いすで乗り越えることができない高さの段差が生じているもの…………… 事例⑮

ク 駐車場(10機関)

- ① 車いす使用者用駐車施設を設けていないもの…………… 事例⑯
- ② 車いす使用者用駐車施設の幅が狭いもの…………… 事例⑰

ケ 階段(2機関)

- 階段に手すりを設けていないもの…………… 事例⑱



通知事項

関係行政機関は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を一層推進するとともに、利用者の安全確保及び利便向上の観点から、他の行政機関等と連携する、障がい者団体の意見を聴取するなどした上、i) 当局が指摘した事項について、建築物移動等円滑化基準等を踏まえ計画的に所要の改善措置を講ずるとともに、ii) 本調査結果を踏まえ、庁舎の保全実態調査などの機会に、下部機関を含め、自ら庁舎施設の点検を行い所要の改善措置を講ずること

(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、新潟地方法務局、新潟地方検察庁、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、茨城運輸支局、新潟運輸支局、水戸地方気象台、茨城海上保安部)

(2) ソフト面のバリアフリー化の推進

制度の概要

- 基本方針において、施設設置管理者は、施設のハード面の整備のみならず、高齢者、障がい者等利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要と定め。
さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設・設備等情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが必要



主な調査結果

- ・ 障がい者関係団体から、「国の庁舎に設置されているバリアフリー施設をホームページ等で情報提供することは大事である。国の庁舎を利用しようとする障がい者等は、庁舎にどのようなバリアフリー施設が備わっているかということを事前に把握できれば安心できる。」旨の意見あり
- ・ 調査対象68機関のうち34機関は、移動等円滑化措置を講じた官庁施設について、車いす利用者用駐車施設、車いす対応トイレ等の有無について、文字又はピクトグラムを活用によりホームページにおいて情報提供
一方、①バリアフリー法の施行等を踏まえた庁舎施設に係る情報提供の見直しが十分行われていないため、移動等円滑化措置を講じた庁舎施設があるにもかかわらず、これらをホームページにおいて情報提供していないもの(33機関)、②移動等円滑化措置を講じた施設がないとして、介添えが必要な高齢者、障がい者等が庁舎を利用するときの職員呼出しの方法等に関する情報をホームページで提供していないもの(1機関)



通知事項

関係行政機関は、高齢者、障がい者等の利便向上の観点から、下部機関を含め、移動等円滑化措置を講じた庁舎施設の有無及びその施設・設備名等、介添えを必要とする者が庁舎を利用するときの対応等の情報をホームページにおいて提供すること
(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、新潟地方検察庁、関東信越国税局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、北陸地方整備局、茨城運輸支局、茨城海上保安部、新潟運輸支局)

2 震災時対策の推進

(1) 帰宅困難者等の受入れ

制度の概要

- 今後30年以内に70%の確率で発生するとされている首都直下地震、さらには関東大震災クラスの地震に対する対策を強化、確立することが急務。このため、政府は、首都直下地震対策局長級会議を設置し、「中央省庁等業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針(第2次)」(平成24年5月)において、平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定し、帰宅困難者対応に関し、「庁舎管理を行う府省庁においては、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れについて、業務継続に支障が生じないよう、その円滑な受入に向けて、受入・滞在場所や誘導體制、市区町村との連携体制等について、管理する庁舎ごとにマニュアルを作成する等、あらかじめ定めておくこと」を申し合わせ
- また、内閣府及び東京都は、関係省庁、首都圏の地方公共団体(東京都、茨城県、埼玉県、さいたま市等)、民間企業等から構成される首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置し、同協議会において「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(平成24年9月)を策定。ガイドラインの内容は次のとおり。
 - ① 国の役割は、その所有・管理する施設について、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れること
 - ② 一時滞在施設の運営の準備として、施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておくこと
- なお、国の地方支分部局等では、大規模な地震により被災した際においても、業務継続の実効性が担保されるよう、業務継続計画を策定するほか、災害対応マニュアル等を策定



主な調査結果

- 耐震性に問題がないとしている国の34庁舎(埼玉県内18庁舎、茨城県内16庁舎)のうち8庁舎(3管理官署)が、災害時における施設等の提供協力に関する協定を地元市と締結している、防災ハンドブックにおいて帰宅困難者の受入場所、提供可能な支援内容を定めているなど、平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定した、帰宅困難者等の受入れに関するマニュアル等を作成
- しかし、残る26庁舎の管理官署については、
- ① 業務継続計画において、中期的な検討事項として、避難住民の受入れを想定した対処方針の策定を挙げているものの、方針を未策定(7庁舎)
 - ② 災害対応マニュアル等において、帰宅困難者に対する周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の支援措置を定めるにとどまっている(5庁舎)
 - ③ 市区町村又は都県からの要請がないとして、帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を特段定めていない(14庁舎)



通知事項

関係行政機関は、災害時に近隣で発生する帰宅困難者等の受入れについて、業務継続の確保の観点から、下部機関を含め、関係官署との協議の上、市区町村等との協定の締結や、業務継続計画、災害対策マニュアル等の見直し又は策定等により、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を定めること

(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城森林管理署、関東地方整備局、茨城運輸支局、水戸地方气象台、茨城海上保安部)

(2) 消防用設備の整備、避難通路の確保等

制度の概要

- 国の庁舎(収容人員50人以上)において、防火管理者は、消防法等に基づき、庁舎管理者の指示を受け、消防計画(消防用設備等の点検・整備、避難通路・避難口等の避難施設の維持管理・案内等)を作成し消防署に届出
- 消防用設備等のうち、非常用電源として設置されている自家発電設備については、その発電機室に、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等を置かないよう点検



主な調査結果

- ・ 自家発電機の発電機室に可燃物である自動車タイヤを保管しているもの(1機関)
- ・ 避難通路のロッカーを壁に固定していない、障害物を置いているもの(2機関)……………事例⑱
- ・ 案内板、矢印表示がなく、容易に避難口を見いだせないもの(4機関)……………事例⑳
- ・ 災害時の一時避難場所(広場)に段差が多数生じており、避難者がつまづくなどの支障を来すおそれがあるもの(1機関)……………事例㉑



通知事項

関係行政機関は、災害時に高齢者、障がい者等を含む庁舎利用者を円滑に避難させ、その安全を確保する観点から、次の措置を講ずること

- ① 自家発電機室に保管している可燃物等を撤去し、今後、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等を同室に置くことのないよう所要の措置を講ずること(さいたま地方法務局)
- ② ロッカー等の固定及び障害物の除去により、避難通路を確保すること(新潟労働局)
- ③ 案内板、矢印表示を設けるなどにより、容易に避難口を見いだすことができるようにすること(新潟労働局)
- ④ 一時避難場所(広場)の段差を解消し平坦とすること(関東財務局)